

# 公益財団法人愛知県スポーツ協会選手強化推進委員会規程

## 第1章 総則

**第1条** この規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第43条の規定に基づき、選手強化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関して必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 目的及び事業

**第2条** 委員会は、国民スポーツ大会上位入賞を基準とした、本県の選手強化を推進するため、競技力向上対策事業の効果的な実施について審議することを目的とする。

**第3条** 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

- (1) 加盟競技団体の選手強化に関すること。
- (2) ジュニア選手の強化、国体選手層の拡充並びに国際的選手への育成に関すること。
- (3) その他、委員会の目的達成に必要な事業。

## 第3章 組 織

**第4条** 委員会に、次の委員を置く。

|      |      |
|------|------|
| 委員長  | 1名   |
| 副委員長 | 1名   |
| 委員   | 8名以内 |

**第5条** 委員長は、理事長が理事会に諮って委嘱する。

**第6条** 委員は、選手強化推進に関連する諸分野の学識経験者より、委員長が推挙する者を理事会に諮り、理事長が委嘱する。

**第7条** 副委員長は、委員の互選により決める。

## 第4章 任 期

**第8条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 委 員 会

**第9条** 委員会は、随時これを開催するものとし、その都度委員長が招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

**第10条** 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

**第11条** この規程の改廃は、理事会の決議を得て行う。

**附 則**

この規程は、平成21年7月17日から施行する。

**附 則**

この規程は、公益財団法人愛知県体育協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

**附 則**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和5年5月30日から施行する。